令和4年度区民のつどい 意見票への回答

例年ですと、「区民のつどい」意見票に記載されたご質問に関する回答は「こぶし」を回覧することでお知らせしておりましたが、コロナ禍により回覧ができない状態が続いていますので、今回は HP に掲載させていただきます。

質問は原文のままではなく簡略化しています。回答は行政からのものになります。さらなるご質問がある方は記載されている電話番号までお問合せください。

【区民のつどい第二部パネルディスカッションに対する質問】

①風水害のがけ崩れの際、自治会館を行政が借りると言っていたが、会館の鍵はどのよう にするのか?

区役所では、自治会館、町内会館の鍵は持っていませんので、がけ崩れ等で自治会館又は町内会館を開設する場合には、該当地域の自治会長又は町内会長にご連絡し、鍵を借用した後、区役所職員が開設いたします。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

②がけ崩れの兆候があった場合、警察、消防、行政どこでもいいから連絡をと話していたが、連絡したら具体的にどのようにしてくれるのか?

担当する部署が直ちに現場を確認し、万が一がけ崩れの兆候がある場合は、被害が想定される建物の住民に対して避難を指示し、近くの自治会館又は町内会館を区が避難場所として開設します。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先:TEL:045-411-7004

③風水害時の行政指定の避難場所は区を網羅しておらず、不安に思う高齢者が避難できないことが考えられる。どのようにするのか?

神奈川区では、浸水ハザードマップ上、浸水の可能性がある地域の避難場所として、6 か 所の小中学校を優先して開設します。また、台風の規模や災害の状況により、それ以外の小 中学校等も開設します。 ≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

④風水害時の避難場所担当職員は地域防災拠点参与とは違うと話していたが、具体的にそれぞれ誰が、あるいはどこの部署が担当になるのか?

風水害時に避難場所を担当する職員は、責任職を含め6名の職員を指定し、毎年、台風シーズン前に避難場所の開設訓練を実施しております。ただし、災害状況や職員の動員状況に応じ、各避難場所を担当する職員を決定することになります。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

⑤風水害時の避難場所に持っていく物を全く知らなかった。今後どのように区民に広報周知していくのか?

広報よこはま、区ホームページ等、様々な広報媒体を活用し、区民に広報周知してまいります。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

⑥情報弱者への対応がされていないことがわかった。台風等雨風が強い中で、情報弱者へ どのように情報を伝えるつもりなのか?

テレビにテロップ等で表示されるシステム (L アラート)、避難指示や避難場所の開設状況などの自動音声案内 (問い合わせ番号:050-3196-3300)、聴覚障害者用の防災ファックス (要事前登録) 等により周知します。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

⑦風水害時に行政判断で拠点や町内会館を避難場所にすることもあるとの説明があったが、初めて聞いた。少なくとも拠点の委員長や町会長には事前に可能性について周知しておくべきではないか?

区では、これまでも台風が横浜市に上陸又は最も接近する時間の 12 時間前を基準に、地域防災拠点や町内会館等を避難場所として開設してきました。改めて、台風が横浜市に上陸又は接近する場合には、地域防災拠点や町内会館等を避難場所として開設する場合があることを、地域防災拠点の委員長及び自治会・町内会長に周知してまいります。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

⑧事後報告で構わないので、独自判断で町会会館や拠点を避難場所として開放し、物品を供与しても良いとのことだが、そうであれば、行政が用意する避難場所よりもより近い会館や拠点に避難するのは必定となるが、それでも良いのか?

原則として、風水害時には区役所が指定の避難場所を開設します。また、町内会館等を避難場所として開設する際も予め区役所から町内会長等に連絡をして鍵を借用して区役所職員が開設します。

一方、緊急性が高く、自治会町内会において町内会館等を避難場所として開設することが必要 と判断した場合は、予め区役所に連絡をいただき、承認後、開設してください。ただし、区役所に連 絡が取れず、災害が目の前に迫っており、命の危険がある場合に自治会町内会の判断で開設し た場合には事後連絡をお願いします。

なお、風水害時の避難の際には、どこが避難場所であったとしても物資や食料は避難者に持参 していただくことが原則になっています。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

⑨上記⑧の場合は、区役所が補填すると回答されているが、相当数が想定されるが本当に大 丈夫なのか?

風水害時の避難場所は、風水害の被害から逃れるための一時的な滞在を想定しており、また、 天気予報等から事前に持参品の準備を行う時間も取れることから、物資や食料は避難者に持参 していただくことが原則になっています。万一、発災時に区役所が必要と判断して地域防災拠点 の備蓄品を使用した場合には、後日、区が補充を行います。

自治会町内会が避難場所を開設し、町内会等が購入した備蓄を自ら使用した場合は、自治会町内会で補充を行ってください。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

⑩緊急時情報伝達訓練を以前は返信する形で行っていたものが、今年の訓練は区役所の発信のみだったそうだが、それでは正しく情報が伝わったかどうかわからないのではないか? 何故やめたのか、今後はどうするつもりなのか?

令和4年7月29日実施の緊急時情報伝達システム訓練の際は、送信したメールに受信者の既読確認ができる「確認用URL」を設定しておりませんでしたが、来年度の訓練の際は送信メールに「確認用URL」を設定し、受信したかがそれをクリックすることで、メールの既読確認をできるようにいたします。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

①危険であると判断した場合に、行政へは事後報告で良いので、拠点を開設することができるとのことだったが、その場合に、使用した備蓄品(毛布や食料等)も後で行政がクリーニングや買い足しをしてくれるのか?

地域防災拠点の備蓄品(毛布や食料等)を使用した場合は、区役所がクリーニングや食糧 等の補充を行います。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

⑩同封された浸水マップは子安小学校の位置が違うが、改訂版はいつ発行するのか?

今年度末までに最新版を発行します。最新版の浸水ハザードマップについては、区役所 5 階総務課の窓口でお渡しします。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

【<mark>上記以外の質問</mark>】

③大地震時にマンホールトイレの設置が進められているが、下水道管や処理場の設備は耐震上問題ないのか?

災害時においてすべての地域防災拠点でトイレ機能を確保するため、ハマッコトイレの整備を令和5年度末の完了を目指して進めています。あわせて、地域防災拠点からの排水が流れる下水管(流末枝線下水道)の耐震化を、令和7年度末の完了を目指して進めています。また、処理場(水再生センター)については、必要最低限の下水処理機能を維持するため、下水処理施設の耐震化や津波対策を推進しています。

なお、災害時でも市民の皆様にハマッコトイレを安心して使用いただけるよう、協定締結 業者により下水道管の緊急点検を実施いたします。

≪環境創造局下水道事業マネジメント課≫ 問合せ先: TEL:045-671-2838

⑭将来的に公園に直接流せるマンホールトイレの設置を検討してもらいたい。当面として、非常用簡易トイレ(テント)の配布も含めて検討できないか?

公園の非常用トイレは、特段の必要性がある場合に、災害時の運用体制や周辺施設の整備状況などをふまえ設置されています。

《環境創造局みどりアップ推進課》 問合せ先: TEL:045-671-2644

災害時避難する地域防災拠点に指定されている小中学校へは災害時下水道直結式仮設トイレ(通称ハマッコトイレ)の整備を進めています。また、災害における快適なトイレ環境を確保するために自主的な防災活動を行っている自治会町内会、マンション等の管理組合を対象に敷地内の汚水ますの上に設置するマンホールトイレ設置助成を行っています。

≪環境創造局管路保全課≫ 問合せ先: TEL: 045-671-2829

⑤災害時等の避難路に面した箇所に倒壊の危険がある空き家があるが、行政として所有者に指導ができる方法はあるか? (所有者不明の場合)

近隣にある空家の管理状況などでお困りの場合、民法に基づき当事者間で解決していただくことが原則ではありますが、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす場合には、横浜市で所有者等を調べ、所有者等に空家の現状をお伝えし自主改善いただくようお知らせしています。また、建物に傾きが生じ倒壊が想定されるなど、周辺に著しい悪影響を及ぼすおそれのある空家等については、建築局と連携し、所有者等に指導を行っています。具体的な案件のご相談については、区政推進課までご連絡ください。

≪神奈川区区政推進課≫ 問合せ先: 045-411-7028

⑩地震、風水害の対応や、北朝鮮、ロシアなど緊急アラートは、神奈川区の場合どんな場合に鳴るのか、どこに避難すれば良いかなど、具体的な情報を正しく速く伝えてほしい。

Jアラートとは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。神奈川区内には、小中学校 11 校を含む 23 カ所に設置された防災スピーカーから Jアラートの緊急情報が流れます。

地震時に自宅が倒壊や火災の危険がある場合には、指定された避難所(地域防災拠点)に 避難してください。

風水害時に自宅に浸水の恐れがある場合や土砂災害により被害が発生する危険性がある場合は、親戚の家や区役所が事前に開設する避難場所に避難してください。ただし、自宅から避難することができなかった場合は、なるべく高い場所に避難してください。

弾道ミサイル落下時に屋外にいる場合は、近くの建物の中(できれば頑丈な建物)又は地下へ避難してください。屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

①発災時に地域防災拠点に区から届けられる全要援護者名簿について安否確認は誰がするのか?

全要援護者名簿については、地域の方と拠点動員者どちらも安否確認のため使用する場合が想定されます。

横浜市防災計画震災対策編では、「災害発災時等においては、災害対策基本法第 49 条の 11 及び横浜市個人情報の保護に関する条例第 10 条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場には、災害時要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として避難支援等の実施に携わる関係者に提供します。」と記載されています。 発災の状況により、区から提供した全要援護者名簿を基に、地域の自主防災組織関係者が、地域で安否確認を行うことが想定されます。ただし、災害時に名簿を提供した場合においても、提供された側に「名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない(災対法 49 条の 13)」という秘密保持義務が発生しますので、名簿の取扱いには注意してください。

また、拠点動員者が地域防災拠点で全要援護者名簿を使用し、避難者カードと突合することで、地域防災拠点へ避難してきた要援護者の安否確認を行う場合も想定されます。

≪神奈川区総務課≫ 問合せ先: TEL: 045-411-7004

(服令和 4 年出初式 Zoom で見学、ヘリコプターは横浜消防、消防艇は横浜市消防局、放水車は 1 台のみ横浜市消防局で他の 2 台は横浜消防だった。出初式に出動する全てに横浜市消防局の正式表示をすべきである。

横浜消防出初式の参加車両については、市内の消防車両等の配置バランスを考慮して選定しているため、組織名表記の車両を特定しての選定はしていません。また、消防車や救急車への組織名表記については、令和元年度以降に車両更新した機会を捉えて、横浜市消防局として表記しています。今後も消防行政へのご理解ご協力をよろしくお願いします。

≪消防局施設課≫ 問合せ先:045-334-6405

⑨神大寺交番付近、市の歩道整備計画が一軒の無人倉庫が 10 年以上存在しているため、 現在 8km 位、市道の車道上に臨時的に作られ 10 年以上使用されているが、こういうケー スは全国的にもないのではないか。

歩道整備のための用地交渉については、これまでも関係者と継続して交渉を行ってきましたが、いまだに用地取得に至っていません。今後も粘り強く交渉を行っていきます。引き続き、道路の適切な維持管理に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

≪神奈川区神奈川土木事務所≫ 問合せ先: TEL: 045-491-3363